

岩手県監査委員告示第 36 号

行政監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 8 号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 11 月 4 日

岩手県監査委員 中 平 均  
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
 岩手県監査委員 菊 池 武 利  
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象事業

- (1) 電子申請・届出システムに係る各事業（平成 12 年度から平成 19 年度）
- (2) 行政文書管理システムに係る各事業（平成 12 年度から平成 19 年度）

2 監査委員告示 平成 20 年 2 月 15 日付け岩手県監査委員告示第 8 号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日 平成 20 年 10 月 7 日

4 措置結果の内容

	監査結果(課題・問題点)	措置を講じた事項
<p>(1) 電子申請・届出システム</p>	<p>①電子申請・届出システムについて、H13 年度から H19 年度までにかけて、151,622 千円の費用をかけているにも関わらず、利用率が 0.63%（平成 19 年 9 月まで）と極めて低いこと。</p> <p>②県民にとって身近な体育施設等の利用申請など、電子申請化することで効果が期待できるものについての検討が十分にされてこなかったこと。</p> <p>③電子申請の利用率が低く、電子申請が可能な申請の種類も、167 手続き中これまで 1 件の申請実績のないものが 120 手続きと、県民の交通費削減や事務の効率化などの当初想定された効果がでておらず、真に需要のあるものについて電子申請化されているかも疑問であること。</p> <p>そもそも、平成 15 年度の事業導入時に想定した申請率の 58%に比べ、本県のインターネット普及率は平成 16 年度でも 31.5%に止まっており、当初の想定が甘かったと認められる一方、電子申請される件数については、その指標が設定されていなかったことから、利用状況が重要な問題とされず、利用率の向上について各課の PR に期待していたなど、十分に取組んできたとは言えないこと。</p> <p>さらに、電子申請されたものを行政文書管理システムで電子決裁等を行うことにより業務の効率化を図る計画であったが、行政文書管理システムは試行の段</p>	<p>電子申請・届出システムについては、「年間概ね 300 件以上の手続について、平成 22 年度までに 95%以上電子化する」という目標を掲げ、平成 18 年度末までに達成したところであるが、利用率が低迷しているとの指摘を受け、直ちに、庁内において指摘事項の共有やホームページ、PR チラシ等による周知を図るなど、その向上に向けた取組を進めているところである。</p> <p>また、産学官民連携により県内の情報通信基盤整備の戦略的方策を検討する「いわて情報通信基盤整備戦略会議」（平成 20 年 4 月 24 日設置）の作業部会である「電子申請利用促進部会」において、利用率の低迷を分析し、課題解決に向けた基本的考え方の整理を踏まえ、平成 20 年 9 月 18 日、具体的取組方策について、システム操作性向上、利用者視点に立った手続改善、誘引措置の導入及び効果的な普及・啓発活動の 4 つの視点から、提言を取りまとめたところである。</p> <p>この提言を踏まえ、全庁を挙げて利用促進に取り組むため、全ての電子申請手続所管部局を構成員とする「電子申請利用促進ワーキンググループ」において、他県の取組事例も参考にしながら、利用率を指標とした”具体的な行動計画”を、年度内に策定することとしている。</p>

	<p>階で停止したことにより、電子申請について当初想定された効果がでていないこと。</p> <p>④業務革新の観点から電子県庁の構築を目指したが、IT 推進課は、電子申請における各申請等について、電子申請の難易や添付物の要不要等など業務革新すべき問題点について十分に検討したとは言えず、申請業務の見直し、改善と一体となったシステム化とそれを進めるための仕組みを構築する必要があったこと。</p>	<p>この” 行動計画” の策定に当たっては、県民等利用者の利便性向上を図る観点から、添付書類や電子署名を含む申請手続の見直しを行うとともに、手続所管部局における審査業務の改善と一体となった総合的な見直しを行うこととしている。</p>
<p>(2) 行政文書管理システム</p>	<p>①行政文書管理システムの制度設計に当たり、文書の種類や量の把握、電子決裁の可能な文書の範囲についての検討が不十分だったこと。</p> <p>②電子決裁になじまない図面等の文書の取扱い、並びに意思形成過程での協議、説明などの取扱い、文書を修正する場合の取扱いなどについての検討が十分になされなかったこと。</p> <p>③業務革新の観点から決裁の迅速化や確実な行政文書管理などをシステム的に行うことを目指したものであったが、それは簡易決裁で十分なものではなく、民間企業や他県等では既に同様のシステムを構築し、利用率が高い事例があったが、これについて優良事例を調査し参考とするなどのベンチマーキングが十分に行われなかったこと。</p> <p>④当初の目的を達成できないまま試行を停止してしまっただが、本来、当初の目標達成に向け、行政文書管理システムの改善と併せ、紙との併用決裁を検討するなど、制度の見直し等を含め、根本的な解決に向けて鋭意努力すべきであったこと。</p> <p>⑤電子決裁を行う行政文書管理システムは他のシステムと連携することにより、大幅に業務革新が図られるものであり、民間では当然のことである生産性の向上（効率性、迅速性、精確性、経済性等）に寄与するものであるが、行政文書管理システムの開発は担当部に任せられ、全庁的な全体最適に向けた取組みが弱かったこと。</p>	<p>行政文書管理システムの試行は、平成 12 年の行政文書の種類や量等の調査結果を踏まえて構築したシステムによって実施したが、試行の結果、その中心となる電子決裁については、簡易な照会回答や供覧等にはなじむものの、文書や図面等の添付が必要な起案、決裁過程において口頭又は対面による説明を要する起案などにはなじまず、紙による起案・決裁に比べ、事務効率の面で問題が見られたため、将来負担を含めた費用対効果の観点から、当該システムの運用を停止するとともに、試行期間中に主に利用されていた簡易決裁機能については、新グループウェアに移管し、運用しているところである。</p> <p>文書管理については、効率的な事務執行の観点から、当面、現在の方法によりつつ、その改善・効率化を図っていく方針である。なお、今後、新たな情報システムの再構築や活用を検討する際には、他県等に先進事例があれば、それを十分に調査し、業務の効率化・合理化を確実に実現できるかどうかを確認しながら、対象文書の範囲や、様々な場面ごとの取扱方法、紙決裁との関係などについて、慎重に検討を尽くし、全庁的な連携や協議調整を十分に行いながら進めていくこととしている。</p>
<p>(3) 電子県庁構築等</p>	<p>①人材の集中投資、特に専門性の高い分野の業務革新については、IT 担当の職員と業務革新のための職員とでクロスファンクショナル・チームやプロジェクトチームを構成するなど、全庁をあげて取り組む仕事のやり方の構築が必要であったこと。（行政情報化・業務革新プロジェクトチームは H14 年度で解散し、以</p>	<p>個別業務システムの最適化、職員情報基盤の統合、電子申請の利用促進、庁内情報システムの高度利用など、電子県庁推進に向けた新たな部局横断的課題について、それぞれ課題ごとにワーキンググループを設置し、行政情報化推進を所管する IT 推進課が中心となって、県が採用している民間経験者の専門的技術を活用しながら、</p>

<p>降、それに代わるものは構築されていなかったこと。)</p>	<p>関係部局と更に連携を深め、全庁を挙げて課題解決に向けた取組を進めているところである。</p>
<p>②また、専門分野については、必ずしも技術、知識の十分でない職員に、徒らに頼ることなく民間の技術、人的資源を最大限に活用すべきであったこと。</p>	
<p>③業務革新の効果をできるだけ早期に発現させ、かつ、経費を最小に抑えるためには、短期的に、集中的に、計画的に関係するシステムを開発する必要があったが、財政的側面からの制約のみならず、業務革新に対する職員、特に幹部職員の IT に対する理解・活用能力（IT リテラシー）の低さからの制約などによりその必要性の検討が十分でなく、長期的、断片的なシステム構築になっており、予算の短期的、効率的な集中投資ができなかったこと。</p>	<p>全庁的な高度情報化推進に関する重要事項の決定機関である「高度情報化”いわて”推進本部」が、平成 19 年 8 月に策定した、本県情報化施策における平成 22 年度までの行動規範である「岩手県高度情報化アクションプラン 2010」に掲げる目標の実現に向け、情報通信技術を活用した県民サービスの向上や行政効率の向上が更に図られるよう、同本部を通じ、業務革新の取組とともに、全庁を挙げた効率的な行政情報化を進めているところである。</p>